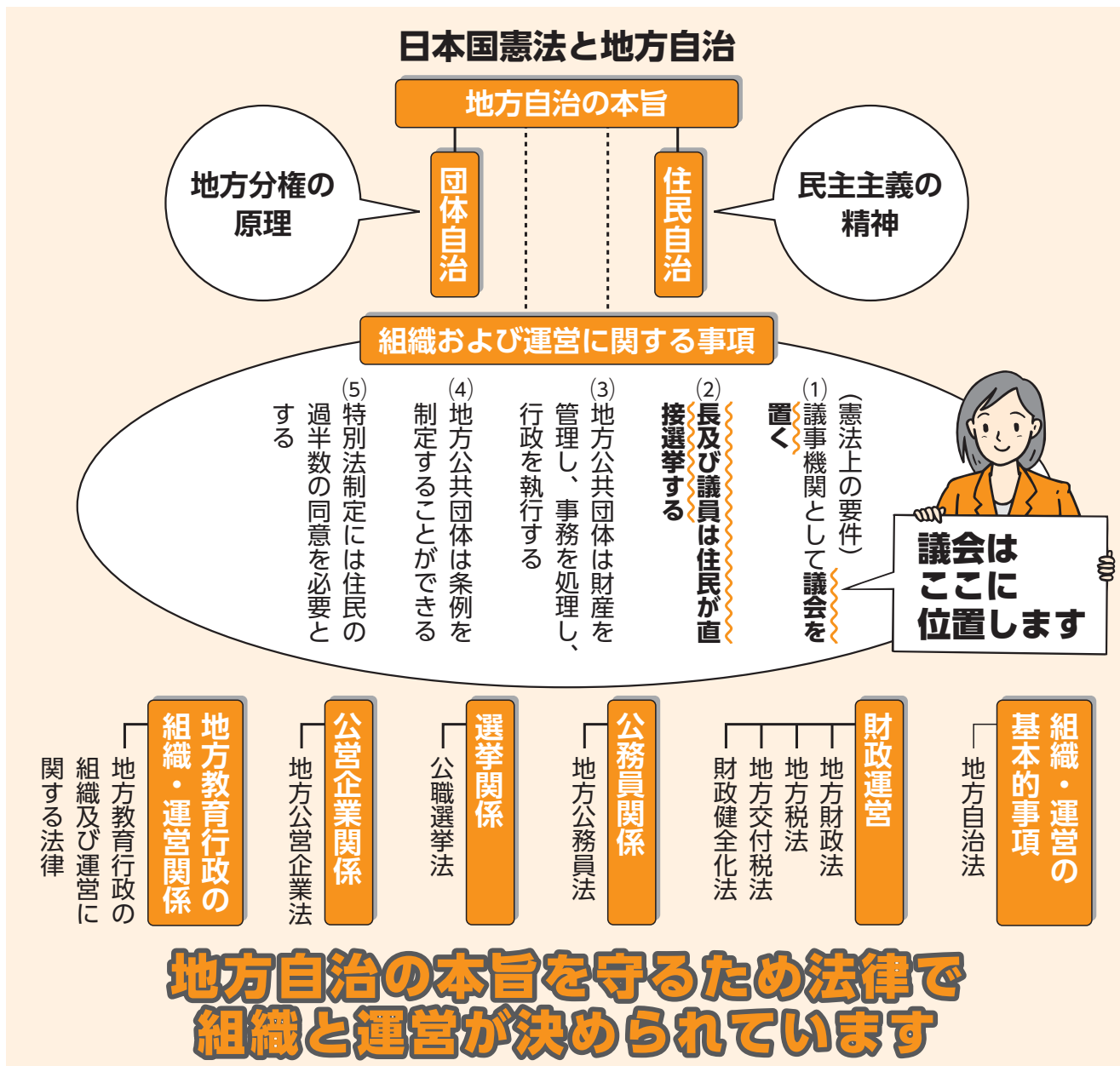


地方自治と市議会のしくみ

— 住民福祉の向上をめざして —



地方自治法では、住民の意思が十分に行政に反映するしくみを採用している。

長には執行権を、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正で効率的な行財政の運営の確保を目指す二元代表制（大統領制）を採用している。

議決権と執行権

市議会のしくみ

私たちの住む香美市を住みやすいまちにしていくためには、市民自ら考え話し合い、市政を運営していくことが望ましい。

しかし、実際には市民全員が参加して市政のあり方について意見を述べ合うことは困難である。そこで、市民の代表として市議会議員を選び、同じく市民から直接選ばれた市長と役割を分担し、暮らしやすいまちを目指す二元代表制の一方が市長であり、一方が市議会である。

本議会は定数22で構成されているが、先の臨時議会において定数が20と改められた。本年9月の改選時から適用される。



香美市役所

市民のために仕事をする



香美市民

願いを伝える
(請願・陳情)

選挙で選ぶ

議会を公開
情報発信

議会報告会・議会だより・ホームページなど



香美市長

市議会で決められたことをもとに、実際の市政を進めていく

予算・条例などを提案する

賛成・反対を決める
市政をチェックする
政策を提案・提言する



香美市議会

市政に対する監視や政策を立案する機能を持つ

議決機関

意見書を提出する



国・高知県

執行機関

請願・陳情

市民の意見や要望を議会に伝える手段として請願・陳情がある。

請願・陳情は市民の権利であり、提出された請願は、所管の常任委員会で審査され、最終的に本会議で採択・不採択を決める。採決の結果は請願者に通知され、採択された場合、議会は請願内容の実現に向け努力しなければならぬ。

陳情は、執行部に直接伝えられたり、内容によっては請願同様の扱いとなる。

なお、請願には紹介議員が必要であるが、陳情には必要ない。

